

記入例 (婚姻届)

- ◎ 来庁される方の顔写真付きの本人確認書類（免許証、マイナンバーカード）が必要です。
- ◎ 届出地：届出人の所在地（住所地）・妻の本籍地、夫の本籍地のいずれか。
- ◎ 届書は、鉛筆や消えるボールペンで記入しないでください。
- ◎ 戸籍の届出は、住所・本籍地を省略せずに記載してください。なお、多賀町内の住所・本籍地は、大字・番地が付きます。
○記載例 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地1
×間違い例 犬上郡多賀町多賀324-1
- ◎ 日付は、原則和暦（令和〇年〇月〇日）で記載してください。
- ◎ 外国の方が関係する場合・養子縁組が関係する場合などの記載方法などは、窓口でご相談ください。
- ◎ 押印は、任意です。

【住 所】
◎婚姻届を提出する時点での住民登録地を記入。

◎婚姻届と同日に住所変更（転居・転入）の手続きをする場合、新しい住所を記入。
(右側の**注意3**も参照)

【父母の氏名・続柄】
◎お亡くなりになっても記入。
◎養父母がいる方は記入。

◎選択した氏の方が戸籍の筆頭者になります。
◎右側の**注意1, 2**をお読みください。

【同居を始めたとき】
結婚式・同居がいずれもまだの方は、「その他」欄に次のように記載。
「結婚式はは挙げず同居もしていないため、(5)欄は空欄です。」

【同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事】
夫・妻それぞれの同居前の世帯の中で最も収入の多い人の仕事です。

【夫妻の職業】
国政調査の年（令和7・12・17年度）のみ記入してください。

令和6年9月1日届出	多賀町 長 殿	婚姻届	戸籍記載	記載調査	調査票	届 票	住民票	通 知
(1) 氏 名		夫 になる 人		妻 になる 人				
氏 名		たが 太郎		ひね 花子				
生 年 月 日		(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日				
住 所		滋賀県犬上郡多賀町大字多賀		滋賀県彦根市元町				
(2) (住民登録をしているところ) (よ み か た)		〇〇〇番地〇〇		〇〇〇番地〇〇				
世帯主の氏名		たが 太郎		ひね よしお				
本 籍		滋賀県犬上郡多賀町大字久徳		滋賀県米原市下多良				
(3) (外国人のときは国籍だけを書い) (よ み か た)		〇〇〇 番地		〇〇〇 番地				
筆頭者の氏名		多賀 一郎		彦根 良夫				
父母及び養父母の氏名		父 多賀 一郎		父 彦根 良夫				
父母との続柄		母 多賀 春子		母 彦根 夏子				
養父		続 柄		養父				
養母		続 柄		養母				
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍		新本籍 (左の〇の氏の方がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		〇〇〇 番地				
(5) 同居を始めたとき		(年号) 〇〇 年 〇〇 月		(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)				
(6) 初婚・再婚の別		夫 ☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別		妻 ☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別				
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事		夫 ☒ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常務助労金世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 3に当てはまらない常務助労者世帯及び会社団体の役員の監督(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		妻 ☒ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常務助労金世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 3に当てはまらない常務助労者世帯及び会社団体の役員の監督(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				
(8) 夫妻の職業		夫の職業		妻の職業				
届出人署名 (※押印は任意)		夫 多賀 太郎		妻 彦根 花子				
事件簿番号		住所を定めた年月日		連絡先				
		夫 年 月 日		電話 090 (1234) 5678				
		妻 年 月 日		自宅・勤務先				

祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)

証 人	
署 名 (※押印は任意)	米原 秋男 印
生 年 月 日	(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住 所	滋賀県犬上郡多賀町大字四手 〇〇〇番地〇〇
本 籍	滋賀県米原市中多良 〇〇〇 番地
署 名	長浜 冬子 印
生 年 月 日	(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住 所	滋賀県彦根市中央町 〇〇〇番地〇〇
本 籍	滋賀県長浜市川崎町 〇〇〇 番地

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

注意
1、婚姻後の夫婦の氏
2、新しい本籍(新本籍)
称する氏のどちらか一方に必ず☒チェックを入れてください。
☒を入れた人が今まで筆頭者でない場合は、夫婦の新しい戸籍が作られます。また、同時に新しい本籍を決めなければなりません。必ず、希望する新しい本籍を記入してください。

注意
3、住所変更の手続き …婚姻届とは別の手続きです。(開庁時かつ住所地のみ可能)
必要なもの(転入時の例)
① 住民異動届(用紙は窓口にあります)
② 前住所地発行の転出証明書(マイナンバーカードによる特例転入の場合は不要)
③ マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
④ 国民健康保険証(多賀町の国民健康保険加入者のみ)
※ 住所変更をされない場合は不要です。

日中、連絡の取れる携帯電話番号等を記入。

【閉庁時(休日・夜間)の届出】
閉庁時は、宿日直者がお預かりし、後日、審査後に正式な受理となります。
なお、宿日直者は、記載方法などの相談には対応できません。閉庁時に届け出される場合は、届書に書き漏れなどがないよう、開庁時に窓口で事前相談されることをお勧めします。

【証 人】
証人は2人必要です。
成人の方であれば、父母、兄妹、親戚、友人、誰でも承認になります。証人本人が署名をし、その他全てを記載してください。